

仕様書（案）

本仕様書は、甲（福島県）が乙（受託者）に委託する下記委託業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1 委託業務の名称

3.11 ふくしま追悼復興祈念行事「キャンドルナイト（※）」実施業務
※ 東日本大震災等の犠牲者を追悼するため、キャンドルを灯すイベント

2 事業目的

県民や本県に心を寄せる人々が、東日本大震災等の犠牲者へ哀悼の意を捧げ、災害の記憶や復興への思いを未来へ伝承していくとともに、防災意識の啓発により様々な災害への備えを考える機会とする。

3 委託内容

(1) 概要

以下の日時及び場所において実施する 3.11 ふくしま追悼復興祈念行事「キャンドルナイト」（以下、「キャンドルナイト」という。）について、「2 事業目的」を踏まえ、キャンドルナイトの企画から準備、実施当日の管理・運営、撤収までを一元的に行うこと。

日 時：令和8年3月11日（水） 16：00～19：00（予定）

※点灯式は17：30分開始予定

場 所：白河駅前イベント広場（白河市郭内1－167）

(2) 全体的事項

「キャンドルナイト」は、以下の内容により構成する。

震災犠牲者への追悼、震災からの復興祈念及び風化防止、防災意識の向上等を目的とする行事であることに留意し、企画提案すること。

なお、企画設計及び運営に当たっては、採用となった企画案を基に県と協議するとともに、関係者の協力を得ながら、具体的な実施計画書、進行台本及び運営マニュアルを作成すること。

- ① 「キャンドルナイト」会場全体の設置・運営・撤去
- ② オリジナルキャンドルホルダー制作ブースの設置・運営
- ③ 小学生・中学生による事前のキャンドルホルダー作成
- ④ 防災ワークショップの実施
- ⑤ 点灯式の実施
- ⑥ 無料の温かい飲食物のふるまい
- ⑦ 追悼花火の打ち上げ
- ⑧ 復興メッセージ募集

⑨ 広報活動

- ア 上記に必要な資機材等（テント、照明、暖房機器、机、椅子、発電機、看板等）の各種手配や事務手続、設置及び撤去を行うこと。
なお、出展及び運営関係者の待機・作業用としてテント1張を別途設置すること。
また、会場入口等に設置する看板は、県の事業であることを明示すること。
- イ 本業務は、各種関係者の協力を得ながら実施するため、参加者の調整、出展等参加内容や実施方法の調整、備品の準備等について十分に打合せを行うこと。
- ウ 会場の手配事務は、県と協議の上、原則として受託者が行うこと。
また、会場設営及び撤去は、実施日当日（令和8年3月11（水））に行い、終了後は原状回復すること。なお、会場管理者からの確認を受け、会場施設等に損害を与えるなどその原状回復に費用発生した場合は、原則として受託者が負担すること。
- エ 運営スタッフを適切に配置し、腕章・名札等により来場者と区別がつくよう配慮するとともに、来場者の安全確保に万全を期すこと。
- オ 随所に暖房機器を設置するなど防寒対策を講じること。
- カ アルコール消毒液を設置するなど感染防止対策を講じること。
- キ 小雨や降雪時においても実施できるよう準備をするとともに、事故や天災など不測の事態に対処するための必要な措置を講じること。
- ク その他
- ・ 本業務の事業目的を踏まえ、追悼復興祈念行事としてふさわしい内容となるよう企画・実施するとともに、より多くの来場者が見込めるような効果的な企画及び手法を検討すること。
 - ・ 企画、運営等に当たっては、関係機関と予め十分協議するとともに、関係する法令及び規約、並びに施設管理者の指示を遵守すること。また、関係監督機関等への諸手続が必要な場合は、受託者が代行すること。
 - ・ 本業務の実施に係る全ての作業について、安全確保に万全の体制を整えるとともに、来場者の安全対策に十分配慮すること。

(3) 個別的事項

① 「キャンドルナイト」会場全体の設置・運営・撤去

- ア 「キャンドルナイト」会場全体について、設置・運営・撤収を包括的に行うこと。キャンドルホルダー等は、来場者への効果的な見え方や動線などに配慮したレイアウトを作成・提案すること。
- イ キャンドルホルダーは、関係団体が制作したもののほか、県が保管しているものを使用することも可能とし、十分な照度の確保に留意すること。
なお、降雨、強風等の対策に必要な資材の購入品目及び数量については、県と協議し調達すること。

ウ 会場に設置するキャンドルホルダー（降雨、強風等の対策に必要な資材を含む）は、受託者が会場へ搬入及び撤去・回収を行い、行事終了後に県へ納品するものとする。

エ 火気を取り扱う場合には、十分注意するとともに、消火器を配置するなど安全対策を講じること。また、必要に応じて消防署等の確認を受けること。

② オリジナルキャンドルホルダー制作ブースの設置・運営

ア 来場者がキャンドルホルダーにメッセージを書く、キャンドルホルダー制作ブースの設置・運営・撤収を包括的に行うこと。

なお、本ブースは、令和8年3月11日（水）15時半までに設置し、16時からキャンドルナイト終了時間まで、来場者がキャンドルホルダーを製作できるものとする。

イ アを実施するため、製作に必要な資材（マジック等）を準備するとともに、見本品を陳列し、来場者が気軽に参加できるよう配慮すること。

③ 小学生・中学生による事前のキャンドルホルダー作成

ア 東日本大震災の記憶の風化を防ぎ、次世代への継承を図ることを目的として、受託者は小学生・中学生によるキャンドルホルダーの事前作成を実施すること。

イ 対象は昨年度（白河第一小学校5・6年生86名、白河中央中学校1年生152名）よりも拡大させ、幅広く参加を募ること。

④ 防災ワークショップの実施

ア 震災の記憶を風化させないため、防災意識の啓発を目的としたワークショップを実施すること。

イ 内容は災害時の行動や備蓄、避難所運営などを学べる体験型とし、参加者が自ら考え行動できる機会を提供すること。

⑤ 点灯式の実施

ア 設置したキャンドルを一斉に点灯し、追悼と復興を祈念するセレモニーとしての点灯式を行うため、式の設営・運営・撤収（キャンドルの配置・点灯・消灯を含む）を包括的に行うこと。

イ 点灯式の中で、キャンドルナイトの趣旨説明、協力団体の紹介等を実施する。

司会進行・趣旨説明等を行う者など詳細は県と協議の上、決定すること。

ウ 点灯式には、白河市内の小学生（1校、3人程度を想定）が参加するものとし、点灯式参加に係る事前の連絡調整及び当日の案内等を行うこと。

なお、参加小学校の選定等については、県と協議の上、決定すること。

ただし、小学生の協力が得られない場合は、この限りではない。
カ 天候等により、実施計画書と異なる対応が必要となったときは、速やかに県と協議すること。

⑥ 無料の温かい飲食物のふるまい

- ア 受託者はキャンドルナイト当日に来場者をもてなすため、200食分の無料の温かい飲食物のふるまいを行うこと。
- イ 提供する飲食物は、県南管内のゆかりのある食材を使用し、地場産品の魅力発信に資するものであること。なお、提供の際は衛生管理・安全対策を徹底すること。
- ウ 受託者は、無料の温かい飲食物のふるまいに当たり、開始・終了のアナウンス、列の整理、後片付けを行うこと。
- エ 受託者は、ふるまう際に必要な食材及び食器等を準備すること。
- オ 受託者は、使用済みの食器等を入れるゴミ箱を設置すること。
- カ 飲食物のふるまいに係る申請等の手続きは受託者が行うこと。

⑦ 追悼花火の打ち上げ

- ア 受託者は、40発程度追悼花火を打ち上げること。
- イ 打ち上げの開始については、午後6時半頃を目安とする。ただし、当日の空の明るさを考慮し、委託者と協議の上実施すること。
- ウ 打ち上げに当たっては、安全管理・周辺環境への配慮を徹底し、追悼の雰囲気に沿った演出とすること。
- エ 打ち上げに係る申請等の手続きは受託者が行うこと。

⑧ 復興メッセージ募集

- ア 受託者は③のキャンドルホルダー作成と併せて、小学生・中学生から復興メッセージを募ること。
- イ 広報ポスターやSNSを活用し、一般の方々からも復興メッセージを募ること。
- ウ 募集したメッセージは、当日会場にて来場者が視認できるようにすること。

⑨ 広報活動

- ア キャンドルナイトを周知するため、A2版ポスター200枚（印刷はカラー印刷とする。折り加工は指定しない。）を作成し、県が指示する日までに指定する納品場所へ納品するとともに、県あてにホームページ掲載用データ（PDF）を納品する。
- イ 県が作成した知事メッセージパネルを会場内に展示する。
- ウ 本業務の開催について、新聞、ラジオ、地域情報誌、インターネットなどの媒体を活用して広く効果的な情報発信を行うこと。

4 仕様変更等

(1) 追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。

(2) 仕様変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

(3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、県と受託者が協議して定める。

5 事業実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、県との間で随時打合せを行うものとする。
また、県は本業務の実施のために必要な協力をする。